

是為六、照平反及國計國健康休務物外令并補世子尊(弟一男)栗、議栗弟

審査報告

百五男

(審查報告)

第九、昭和辛卯年及福美公前買屋物利金計補正手算（第一号）采「藏米第百廿
 号」
 （審査報告）

(審查報告)

第十一、昭和辛卯年及國策院宮上商榷特別會計補正予算第三号（案）議案第百七
 号（審査報告）

審查報告一

楊士、昭華九年及國新衛生部市計處衛生土地區整理事業特別會計補正單
（第一）案「議案第百八十八號」
（審）查數步、

審查報告

星野玄、下水道設置に関する請願書「請願第十五号」
（番査報 歩）
一、本日の会議事件は次の通りである。

番重報

諸事白程と同以下なる。

午前十時十八分

福生町議会

議長(高橋千春)
望んぞうござりませう。何れと切に申さ、金圓の印出をいふ

べきとして誠にありがとうございます。ただいまから昭和辛卯年度第五回臨時總會
 時令第百四の會議を開きます。出席議員は現在三十四名でございます。ところが本日の
 會議は成立いたしました。日程に於て前日の長から御挨拶願います。

一町長(石川常太郎) 登壇

本日第五回臨時會三日目の招集をいたし、金員の出席をいたし、誠に可なりかと
うござります。十日三回目に第四目を招集していただき、各款の重要なる議案を
送いたし、十日三回目に第四目を招集していただき、各款の重要なる議案を
のり書議を招集したわけやござります。本日五つしくのり書議をいたし、誠に可なり
と人前を招集し、十日三回目に第四目を招集していただき、各款の重要なる議案を

議長（高橋千春） 議事日程について、過日留審議いたゞくお取り急ぎお手もとに配布いた
した。周りの日程になつてお取り急ぎの件、この上でお願ひ致します。

議長(高橋千春)
日程第一 國府社会教育用備品の無償貸出に关する条例案 議案第一

平身と議題に供します。本件については総務委員会に審査を付託して伺いますので
委員長から報告願います。

十一番(大久保一郎) 議長

一議長(高橋千春) 十二番

十一番(大久保一郎) 内閣及び内務省の審査報告を行っている。中では福新社会政
府用備出の無償貸出に関する条例案議案第百二十八号及び百二十九号。本委員会付託の日
は昭和十九年及第百四十四次臨時会第一日付託。総務委員会に付託。本委員会
開会日、昭和十九年十月三十日午前九時本委員会に付託。この右議案について
は慎重審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。右のとおり報告いたします。
昭和十九年十月三十日総務委員会委員長大久保一郎福新社会議会議長高橋千
春殿及びごいさまいの光栄祝詞がございましたように、本委員会は先例以前におきま
してもこのような方法で貸出しはしてあったのでございませう。今後先例化して貸出
まいるというので、総務委員会としても慎重審査いたしました結果、適切な措置

ではなにかという事で、総務委員会といたしましても慎重審査した結果、原案通
り可決すべきものと決定した次第でございませう。このように慎重議決して可決
あらん事をお願い申し上げます。

一議長(高橋千春) このより委員長報告に対する質疑を行います。

(質疑なしと仰る者あり)

一議長(高橋千春) このより質疑を終わります。おはかりいたします。議案第百十
八号は委員長報告の通り決する。この質疑を終わります。

(質疑なしと仰る者あり)

一議長(高橋千春) 四時議決しと認めます。さうで議案第百十八号は委員長報告の
通り可決いたしました。

一議長(高橋千春) 日程第三福新社会公会館条例案議案第百十九号と議題に供します。
本件については総務委員会に審査を付託して伺いますので、委員長から報告願います。

十一番(大久保一郎) 議長

（果議のしと時み名あり）

一議長（高橋千春） 四果議のしと認めさう決定いたしました。

一議長（高橋千春） 日程第三福生町長財の給子に因る米例の即を改正する米例案議

案第百五号、日程第四福生町教育委員会教育長の給子及び旅費等に因る米例の

即を改正する米例案議案第百六号、日程第五福生町牧職員の給子に因る米例

の即を改正する米例案議案第百七号以上三件を一括して議題に供します。本件に

ついては総務委員会に審査を付託しつかりますので、委員長から報告願います。

一十一番（大久保一郎） 議長

一議長（高橋千春） 十一番

一十一番（大久保一郎） 即指名によりまして審査報告を行います。ゆえは福生町長財の給子

に因る米例の即を改正する米例案議案第百五号、福生町教育委員会教育長の給

子及び旅費等に因る米例の即を改正する米例案議案第百六号、福生町牧職員

の給子に因る米例の即を改正する米例案議案第百七号、委員会付託日は昭

福生町議会

昭和九年十月三十一日第五回福生町議会臨時会に於いて総務委員会に付託、委員

会開会日昭和九年十月三十一日午前九時、本委員会に付託された右議案の二

つは、慎重審査の結果、いよいよ原案を可決すべきものと決定した。右のとおり

報告いたします。昭和九年十月三十一日総務委員会委員長大久保一郎福生町議

会議長高橋千春殿以下ごさります。審査の概要につきましては、即報告申し上げ

たいと存じます。議案第百五号については第四案の改正でございまして町長財に對

しては、米例のほかに暫定手当とすのめりおしたか、これを削つて、前米例のほかに

期米手当、勤労手当を支給するのとす改正でございまして、二項におきまして、前項に提

げの給子のほか旅費手当及び、ここに暫定手当といたして、管理職手当等を支給す

るおきでございとう改正でございまして、今回理事者から提案されたのは暫定手当

と三項にわたります。現在支給してつあります所の旅費手当、暫定手当、管理職手

当と一定期間支給を定めたりを停止するのとする関係で、この金額のみが四倍と

なるつあります。議案第百五号でございするめ、教育長給子の関係で、その米例に

の計算をする所には暫定手当とどういふふうで措置するかの委員会が審議したい
などうかお伺いしたいという事と先般委員長はこの問題については絶対反対という見解
をとりながら今回の改正に付いてはどうして入れ変つたのか委員長としての見解をほつ
きりお聞きしたいと思ひます。又附則第十一項には暫定手当を受けの役職にありと
書いてありますが暫定手当とてしまふのはあつた事ではあるかも知れません（か）
算定の基礎となるものは、暫定手当の基本給に含まれて計算されておりますので
今後計算がやゝこしくなると思ひますのでお断りしたわけでありませう。

二十番（大久保一郎） 議長

一議長（高橋千春） 十一番

二十一番（大久保一郎） たいりふ十一番議員さんからの御質問も御教をいただきます。暫定手
当すなわち暫定の定めの手当という事は当然基本給にのりておられますか。今
回の改正では暫定手当をどうも残した場合にはやはり条例通り支給しなけ
いばならぬ事はわかるやうでありますので提案されたものと申し上げます。これを三項に

入る。又給する事ができるといふのは今後どうするの点です。なうした関係
は当然いつでも暫定手当は残つておるものではないと思ひますし、ある期間にわた
り基本給算入とする時期が来るのではなからうかと思ひます。又の案運とのくら
い合したものと思ひます。現段階におつてやはり削除いたしませんとこのようは事は
できないと思ひます。又今日の議会でついでに私のこゝに訴ふる意見を述べました。私
の意見そのものは今の通りであります。やはり町長の今までの努力してきていたわけ
うらな関係等を考慮するならばやはりこれらについては同意しなければならぬわ
い議員の責務であるうと思ひましたのでお断りしたわけでございます。

二十番（神野隆保） 議長

一議長（高橋千春） 十一番

二十番（神野隆保） 精神的な問題についてはわかりませんが暫定手当の案とてものは本給に解
入いかん性質のものであらうと私は解釈をいたします。こうした問題については委員会とし
て入るのを置くという事に決然としてはいらぬは当然本件に入つて本俸入のものを下げら

の事は委員長報告の通り可決いたしました。

一議長(高橋千春) 日程第十一箇条国民健康保険条例の部を改正する条例案、議案第百三十三号を議題に供します。本件については厚生委員会に審査を付託してありますので委員長から報告願います。

一四番(大沼秀恒) 議長

一議長(高橋千春) 四番

一四番(大沼秀恒) 登壇

一 御報告によりまして審査報告をさせていただきます。此の国民健康保険条例の部を改正する条例案議案第百三十三号、委員会付託日は昭和十九年十月二十四日、立回審議院議会議事会に付いて厚生委員会に付託、委員会付託日は昭和十九年十一月五日午前九時、本委員会に付託した右議案については慎重審査の結果、原案を可決すべきものと決定したものと御報告いたします。昭和十九年十月十八日、厚生委員会委員長大沼秀恒、議院議会議長高橋千春殿以上、本委員会に申し述べた。

これは従来の家族割の付を南丹町より大割の付を文部省のほうへございまして、本条例中の負担金を百分の五に改めたもの内容でございまして、当然比率の変更によりましてこの条例も必要かどうか、厚生委員会といたしましては原案通り決定いたしましたわけでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

一議長(高橋千春) このより委員長報告に付するの質疑を行います。

(質疑なしと仰る者あり)

一議長(高橋千春) いろいろ質疑を始終いたしました。お答えいたします。議案第百三十三号は委員長報告の通り決するから御審議を願います。

(質疑なしと仰る者あり)

一議長(高橋千春) 御審議なしと仰ります。よって議案第百三十三号は委員長報告の通り可決いたしました。

一議長(高橋千春) 日程第六、昭和十九年度福生町一般会計補正予算案、議案第百三十四号を議題に供します。本件については大沼秀恒が担当委員会に審査を付託してあり

り事のやむを遺憾なく順次報告願ひます。 弟人総務本部長

一、土番大久保郎 議長

一、議長高橋(春)
十一番

一、十一番天久保郎一登壇

此指カ以下より審査報告を述べます。仲力は昭和十九年度福生町一般会計補正
 や第弐号案議決案第百四号中総務委員会所管分、大入金股、議会費、総務費、
 戸籍住民登録費支除く、消防費、教育費、公債費、前年度繰上り用金、委員会
 付託目録、昭和十九年十月三十一日第五回福生町議会臨時会に於ける総務委員会に
 付託、委員会開會目録、昭和十九年十月三十一日午前九時、本委員会に付託され
 る右議案らうについては、慎重審査の結果原案を可決するものと決定したものの
 通り報告いたします。昭和十九年十月三十一日総務委員会委員長大久保一郎
 福生町議会議長高橋千春殿、以上ござりますのみ審査の概要につきまして報告
 申し上げます。参り大入金股につきましては申す所は申す所、予算に對する見解は盡くと

う点の大きく目立つており、この点については非常に強い意見もありました。今後
 の予算計上については特に強い注意願いたいと注告した次第でございます。歳入
 面につきましては目立った点は給付の中増となっており、お知らせのように年度の補正
 に加えて今回大増な増となっております。これは当初予算當時に比べる基礎的な関係
 いろいろ見直し等といふ、三短、五短による結果ともえます。とりにも要額である
 このよう点は認めたい問題である。本年度に比べては種々事情もありやむを
 得ないとしても今後には絶対このような事のないよう嚴重に注意申し上げ
 りた次第でございます。今回の補正に比べる最大の問題は収支差入であるところの
 たぐい算で八千円の件でございますが、年度末においては出納閉鎖期までにはまだ回数
 もありますので理事部もこの国及都におし起債等に申請を行い少しでも有利な補
 正策のため努力されるよう強く要請申し上げます。全般的にいこうという意見の
 ありました。現況に比べてはやむを得ないところの補正や繰越金あり、理事者、議会とも
 ども協力して早期均衡財政確立のために努力する事を切望いたします。是に